

## 情報公開

### 情報公開・個人情報保護制度の開示状況

平成 28 年度に請求のあった情報公開と個人情報の開示状況をお知らせします。

#### 【当別町】

##### ◆情報公開制度

決定の内容	開示状況
開示	1 件
一部開示	9 件
不開示	2 件
不存在	0 件
取り下げ	0 件

※審査請求 1 件（棄却 1 件）

##### ◆個人情報保護制度

開示請求および審査請求は、ありません。

▼問合せ 総務課総務係（☎ 23 - 2330）

#### 【石狩北部地区消防事務組合】

##### ◆情報公開制度

開示請求 1 件（実施機関：消防長、開示状況：一部開示）

※審査請求はありません。

##### ◆個人情報保護制度

開示請求および審査請求は、ありません。

▼問合せ 石狩北部地区消防事務組合消防本部総務課（☎ 0133 - 74 - 5119）

## 募集

### 戦没者遺児による慰霊友好親善事業への参加者募集

先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。費用は、参加費として 10 万円（集合場所までは別途費用がかかります）。

▼実施地域 西部ニューギニア、マリアナ諸島、フィリピン他

▼日程等の問合せ 日本遺族会事務局（☎ 03 - 3261 - 5521）

## 個人番号

### 本人確認書類になるマイナンバーカードを申請しましょう

住民票、戸籍の証明書など取得する際には、役場窓口で本人確認書類（原則、顔写真入りの官公署が発行した証明書で、運転免許証、パスポートなど）の提示が必要です。本人確認書類をお持ちでない方は、マイナンバーカードを申請しましょう（初回無料）。通知カードと一緒に送付された「マイナンバーカード申請書」を紛失された方は、再交付しますので問い合わせください。

▼問合せ 住民課戸籍年金係（☎ 23 - 2463）

## 介護保険

### 平成 29 年度の介護保険料をお知らせします

65 歳以上の方（第 1 号被保険者）へ、平成 29 年度の介護保険料を **7 月中旬**にお知らせします。

特別徴収（年金からの天引き）の方には保険料額決定通知書を、普通徴収（年金から天引きされない）の方には保険料額決定通知書と納付書を送付します。

**介護保険料の納付は  
安心・確実な口座振替で！**

普通徴収（納付書でのお支払い）の方は、口座振替での納付が便利です。納付書・預（貯）金通帳・通帳に使用する印鑑を持参し、口座のある金融機関で申込みください。

▼問合せ 介護課介護支援係（ゆとろ内・☎ 23 - 3029）

## 夜間

### 町税と町営住宅使用料等の夜間窓口を開設しています

夜間窓口では、町税と町営住宅使用料（家賃）・駐車場使用料の納付に関する相談などをお受けしています。

#### ■今月の夜間窓口（共通）

7 月 13 日（木）・27 日（木）  
19 時 30 分まで

#### ▼場所・問合せ

町税窓口：税務課納税係（☎ 23 - 2341）

町営住宅関係窓口：建設課管理住宅係（☎ 23 - 3197）

## 水道

### 給水装置はお客様の財産です

水道メーターから宅地内側にある給水装置（水抜き栓、蛇口など）はお客様の財産となります。漏水などによる給水装置の修理費用はお客様のご負担になりますので、日ごろから気をつけて点検・管理しましょう。

給水装置の修理は、当別町が指定する給水装置工事事業者でなければ行うことはできませんので、必ず指定給水装置工事事業者にお申込みください。指定業者の確認は上下水道課にお問い合わせいただくか、町ホームページ（<http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/soshiki/suidou/314.html>）をご覧ください。

▼問合せ 上下水道課業務係（☎ 22 - 2411）



## 啓 発

### 7月17日は北海道みんなの日 (愛称：道みんなの日)

本年から北海道に新しい記念日  
ができました。松浦武四郎が明治  
政府に「北加伊道<sup>ほっかいどう</sup>」という名称を  
提案した7月17日を「北海道み  
んなの日」としました。この日が  
北海道の皆さんにとって、本道の  
これまでの歴史や文化・風土を見  
つめ直し、価値を再認識し、一体  
となってより豊かな北海道を築い  
ていくきっかけとなるとともに、

本道を訪れる方、北海道にゆかり  
がある方に本道の魅力を発信する  
機会となることを期待します。

▼問合せ 北海道総合政策部政策局  
(☎ 011 - 204 - 5106)

## 年 金

### ご存知ですか？ 国民年金基金

「国民年金基金」は、老後に受  
け取る国民年金（老齢基礎年金）  
に上乗せして、より豊かな老後を  
保障する公的な年金制度です。

「国民年金基金制度」には税制

上の優遇措置があり、加入できる  
方は、次のいずれの条件も満たし  
ている方です。

- ・ 20歳以上 60歳未満の方
- ・ 国民年金保険料を納めている方  
(農業者年金加入者を除く)

※ 60歳以上 65歳未満の方や海外  
に居住されている方で、国民年  
金に任意加入されている方も  
加入できます。

▼問合せ 北海道国民年金基金  
(フリーダイヤル・☎ 0120 - 65 -  
4192)

## 年 金

## 読んで得する年金・国保のお話

## 国 保

### 【国民年金保険料の免除等の申請】

国民年金保険料を未納のままにしておくと、障害基  
礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。  
経済的な理由等で国民年金保険料を納付すること  
が困難な場合には、保険料の納付が免除となる「保険  
料免除制度」や猶予となる「納付猶予(50歳未満)制度」  
があります。平成29年度の免除等の受付は7月1日  
から開始され、平成30年6月分までの期間を対象と  
して審査します。また、申請ができる期間は、申請時  
点の2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請  
ができますので、役場国民年金窓口またはお近くの年  
金事務所へご相談ください。

### 【国民年金保険料「後納制度」】

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付  
することで、将来の年金額を増やすことができる「後  
納制度」は、平成27年10月から3年間限りの特例で、  
利用するには申込みが必要です。詳しくは、「国民年  
金保険料専用ダイヤル 0570 - 011 - 050」または  
お近くの年金事務所にお問い合わせください。

### ■年金事務所出張相談所の開設

- ・ 日時 7月20日(木) 10時～15時
  - ・ 場所 商工会館(錦町) ・ 主催 札幌北年金事務所
- ※年金相談は予約制です。代理人が相談する場合は、  
委任状・身分証明書が必要です。

(相談予約専用ダイヤル ☎ 011 - 717 - 4133)

### ▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

### 【国民健康保険税の納税通知書を送付します】

7月中旬に、国民健康保険の加入世帯へ平成29年  
度の国民健康保険税納税通知書を送付します。期別・  
納期限を必ず確認のうえ、納付してください。

### 【国民健康保険税は世帯ごとに決まります】

国民健康保険税は、加入世帯における前年の所得や  
資産の状況などにより世帯ごとに計算されます。世帯  
主が国保の加入者でなくても、同じ世帯に一人でも国  
保加入者がいる場合、納税義務者は世帯主となります。

### 【納付は口座振替をご利用ください】

国民健康保険税の納付には、安心・便利で確実な口  
座振替をおすすめします。口座振替にすると、国民健  
康保険税は金融機関(郵便局も含む)から自動的に引  
き落とします。払い込みに行く手間が省け、うっ  
かり納め忘れるということもありません。また、コン  
ビニエンスストアや全国の郵便局、ゆうちょ銀行AT  
Mでも納付することができます。

### 【納付に困ったときはご相談ください】

特別な事情により国民健康保険税の納付が困難に  
なったときは、お早めにご相談ください。

国民健康保険税(第1期分)の  
納期限は7月31日です

### ▼国民健康保険の問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

### ▼国保健康保険税の納付についての問合せ

税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

## 変 更

### 高校生のレクサンド短期留学 実施時期を変更します

町では人材育成基金を活用し、姉妹都市のスウェーデン王国レクサンド市に「高校生の短期留学海外姉妹都市ホームステイ研修事業」を実施していますが、レクサンド市との調整の結果、日照時間が長く、より充実したプログラムを行うことができるよう、実施時期を変更することになりました。

この時期の変更に伴い、今年度の事業は実施しませんので、ご了承ください。

#### ▼実施時期

(変更前) 12月中旬

(変更後) 4月下旬または5月

#### ▼今後のスケジュール (予定)

平成29年11月 参加者募集  
(町広報紙、ホームページ等でお知らせします)

平成29年12月 選考試験  
平成30年1月～4月事前研修  
平成30年4月下旬または5月  
ホームステイ研修事業実施

▼問合せ 企画課企画振興係  
(☎ 23 - 3042)

## 新 制 度

### 相続手続きの不便さ軽減！ 「法定相続情報証明制度」

これまでは、亡くなった方の名義の預貯金や保険、不動産の登記名義の変更などの相続手続きは、手続先(金融機関や保険会社、法務局等)に戸籍謄本などの書類の束を何度も提出しなければなりませんでした。

そこで、こうした不便さを少なくするため、本年5月29日から全国の法務局で「法定相続情報証明制度」の運用を開始しました。

この制度は、相続人が戸籍謄本

などの書類の束と申出書などを法務局に提出し、法務局が法定相続人に関する証明書について、必要な枚数を手数料無料で発行するというものですので、ぜひご利用ください。

▼詳細 法務局ホームページ  
([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html))

▼問合せ 札幌法務局民事行政部民事行政調査官室 (☎ 011 - 709 - 2311・内線 2153)

## 宝 く じ

### サマージャンボ7億円! 発売は7/18～8/10

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

▼抽せん日 8月20日(日)

▼問合せ 北海道市町村振興協会  
(☎ 011 - 232 - 0281)

## 広 告